

中央教育審議会 生涯学習分科会 社会教育の在り方に関する特別部会
答申に向けた骨子

I. 社会教育をめぐる現状と課題

- 人口減少・少子高齢化の深刻化、家庭の教育機能の低下、共働き家庭の増加による学校教育外の時間に対するニーズの高まり、地域コミュニティ・交流の希薄化、DX、グローバル化、AI 技術の進展などの社会の変化。
- 地域活動への参加に対する当事者意識の低下と参加機会の縮減、自治意識、自治機能の低下。子供・若者の体験活動機会の減少。
- 地方自治体の行財政資源の制約、社会教育行政の縮小・分散、社会教育主事の配置率低下による専門性の希薄化、等
- 社会教育士の制度化後、称号取得者は増加しているものの、依然として「社会教育」に対する社会の認知度向上が課題。

II. 地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について(基本的な方向性)

- 社会教育は、学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者との協働活動を通じて相互のつながりを形成していくという点に特徴がある。
- 第4期教育振興基本計画においては、社会教育における学びを通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められている。
- 社会教育は、単なる学習機会の提供ではなく、民主主義と住民自治を醸成し、これを成立させるための社会的基盤として、地域全体の住民にとっての「ウェルビーイング (Well-Being)」にも資することが期待される。
- 社会教育の「人づくり」と「つながりづくり」と「地域づくり」の3つの要素が相互に作用し合う好循環が、他の様々な分野の取組の中でも生かされることで、地域社会の持続可能性を支える。
- 今後、多様な地域課題の解決に向けて、教育委員会と首長部局との連携・協働に加え、社会教育の新たな担い手 (NPO、民間事業者等) も含めて総体としての社会教育を推進していくことが必要。
- 今後の社会教育行政は、これまで以上に「社会教育人材の育成・活躍促進」についても重要な柱として捉え直していくことが必要。その際、社会教育を担う「人」に関して、従来の仕組みを再評価しつつ、必要なアップデートを図ることも重要。
- また、「人」について、活動の継続性を確保するためには、中心的な役割を担う

個人を軸にしつつ、組織的な対応も必要となる。

- 公民館等の社会教育施設を中心とした従来の社会教育の「場」に関しても、人口減少・ライフスタイル等の変化を踏まえて認識を拡張していく（施設外へのアウトリーチ、営利企業との連携による多様な活動等）ことも必要。
- さらに、社会教育を担う人材・組織・場を相互に結び付けて「ネットワーク」を複層的に構築し、面としてこれらを推進していくことが重要。

Ⅲ. 社会教育の具体的な推進方策

1. 社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方

(1) 基本的な考え方

- 社会教育が地域コミュニティを支える社会基盤としての役割を果たすため、社会教育人材を中核として推進していく。
- 令和2年の社会教育士の制度化以降、社会教育人材の裾野が拡大し、これまで社会教育と関わりの薄かった層から新たな関心が向けられている今を好機と捉え、社会教育人材の育成及び活躍を広げる。
- 現在、点として各々の専門性を活かして多様な活動を行っている社会教育人材をつなぐことで、人材のネットワークを構築し、相互のつながりによる連鎖を通じて、点から線、線から面となって地域の教育力の発揮に発展させていくことを目指す。

(2) 社会教育人材に期待される役割・能力

- 社会教育人材は、社会教育に携わる様々な関係者を含む概念であるが、特に社会教育士は社会教育主事とともに、社会教育人材を中核として社会教育を推進するための要となる存在である。
- 社会教育人材は、社会の様々な分野における学びの支援を通じて人づくり、つながりづくり、地域づくりを担う役割が期待されている。
- 社会教育人材には、社会教育に関する基本的理解の下に、地域における学びと実践活動の循環を効果的に進めるためのコーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力が求められる。これらの能力は、分野を問わず汎用的に活用できる能力として、多様な分野における社会教育士の活躍に資するものである。
- 一方で、社会教育士だからこそ、社会教育が以下のような特性を有していることを基本的な理解とし、その実現に努めることが望まれる。
 - ① 活動自体を楽しいものとする等を通じて、地域住民等による学習その他

の活動への主体的な取組を促すものであること

- ② 学習その他の活動に協働して取り組むことを通じて、当該活動に参画する者相互の良好な関係を築くものであること
- ③ 地域課題の解決を図る上で必要な学習その他の活動の促進を通じて、①の楽しさによる主体性の涵養、②良好な関係の構築と相まって、地域社会の維持及び形成をはじめ持続可能な社会の実現に資するものであること

(3)社会教育主事・社会教育士の位置づけ

(ア)社会教育主事

- 社会教育主事は、教育委員会事務局に置かれる行政の専門職としての立場から、地域コミュニティに関する多様な分野と協働することで社会教育（行政）と各分野の施策をつなぎ、地域全体を俯瞰した連携・調整を通じて、社会教育行政及び実践の取組全体を牽引する、いわば「地域全体の学びのオーガナイザー」。
- 社会教育主事は社会教育法上、地方公共団体に必置とされながらその配置率は市町村で年々低下傾向にある。こうした状況の改善を図るため、社会教育主事が、学校教育や、首長部局との連携上、中心的な役割を果たしている好事例を収集・周知する等、その配置に係る有用性の理解増進を図ること等を通じて社会教育主事の配置を促していくことが必要。
- 併せて、社会教育主事の任用上の工夫（社会教育主事講習の受講促進含む）や戦略的なキャリアデザインの好事例の提示などを通じ、特に社会教育主事の配置が進んでいない市町村において、配置に向けた取組を促す。

(イ)社会教育士

- 令和2年の制度創設以降、社会教育主事講習の受講者が増加。令和7年度までに社会教育士の称号取得者が1.2万人を超えており、そのバックグラウンドも多様となっている。今後は、従来の社会教育関係者が活躍する分野の枠を超えて、社会教育士の裾野が多様な分野に広がり、社会教育人材ネットワーク等によるつながりを通じて、社会教育主事とともに社会教育人材の中心的な存在となることが期待される。
- 従来、社会教育を行う者としては、公民館主事や青少年施設職員のように社会教育が本業である者、本業とは別に地域活動等に携わる者が主に想定されてきた。しかし、今後は、学校教育のほか、地域振興・福祉等の教育以外の分野、さらに、地域とのつながりが深い民間企業などで本業を持ち、その本業において社会教育の素養を活かそうとする者についても、社会教育人材としての活躍の促進が期待される。こうした社会教育分野以外の本業を持つ者にとっても、社会教育士の称

号を取得しやすくなるように、講習の制度及び実施方法等の改善を図ることが重要。

- 社会教育士の一般的な認知度は低く、具体的な活躍事例の蓄積が未だ不十分であるため、制度の周知や活躍事例の収集・展開が必要。
- 行政・民間企業の採用等における評価の促進を図るなど、活躍機会の拡大が必要。
- 社会教育士のネットワークを活用して活躍を促進する取り組みも必要。

(ウ)社会教育委員

- 社会教育委員は現在、全国に約 1.8 万人。しかし役割の形骸化、人材の固定化・高齢化、自治体ごとの教育振興計画への関与や、社会教育分野が首長部局に移管された場合の連携に課題が指摘されている。
- 例えば、委員自ら調査研究を行ったり、教育委員会に対して社会教育に関する意見を積極的に述べたりするなどの「行動する社会教育委員」などの事例もあるが、一部の自治体の取組にとどまっている。
- 委員の一部について、公募制の導入や社会教育士の称号取得者の登用などの選任上の工夫や、委員による現場視察の実施や議論型会議への転換などの運用上の改善の検討も必要。

下記の(4)は、前回(2/20)までの WG における協議の内容を踏まえた暫定的な方向性を記載したものであり、WG の議論を踏まえて更に見直すことを予定。

(4)社会教育主事・社会教育士の養成の改善

- 講習の在り方や内容等について、社会教育主事・社会教育士のそれぞれにとって、より適切なものとなるよう見直すことが必要ではないか。
- 現行の社会教育主事講習の科目構成や単位数をはじめとする制度の大枠について一定の方向性を示し、科目内容等の詳細については引き続き検討してはどうか。
- 講習の必要単位数については、現行の 8 単位を維持しながら、講習は共通の内容のままとして、これに加えて社会教育主事については現職研修等を追加的に求める仕組みとすることが適当ではないか。
- その上で、講習内容の見直しや、受講しやすさの向上や裾野の拡大を図るための施策も併せて実施することが重要ではないか。
- 講習の内容については、現行科目・内容は社会教育主事の養成を前提としているが、今後は、社会教育の振興を図る体制において社会教育士も重要な役割を果たすことが求められることから、社会教育士など社会教育人材に共通して身につけるべき内容へ再構築してはどうか。
- 受講のしやすさについては、オンラインや土日・夜間開催の促進など、柔軟な受講機会を提供するほか、講習を実施する機関の増加を図り、より身近な場所で受講できるようにするなど、受講しやすい環境の整備を促進してはどうか。

- 近年、学校と地域の連携・協働の重要性がますます高まっている状況を踏まえれば、教員免許制度の見直しの一環として教職課程において学生が身に付けることが提唱されている「強み」や「専門性」の中でも重要なものの一つとして社会教育を位置づけ、社会教育人材の養成課程と教員養成課程がしっかりと連携していくことが重要ではないか。

(5)社会教育人材ネットワークづくりに向けて

- 社会教育の裾野を広げていくに当たっては、様々な分野において社会教育人材が増加することと並んで、彼らの活動の質を高めたり、幅を広げたりしていける環境を整えることが重要。具体的には、社会教育人材が、継続的な学びの機会を得たり、相互に活動に関する情報を共有したり、連携・協力を図れる相手と知り合えたりするような、相互につながりあえる社会教育人材ネットワークが必要。
- 社会教育人材ネットワークの構築・運営及び活性化は、社会教育人材を通じた社会教育の振興を図ることに他ならず、各地方公共団体において社会教育行政の一環として取り組まれることが必要。また、その構築に向け、一定の広域性と規模を持つことが多様な取り組みに関する情報共有を図り、相互の資質向上や活躍の場の拡充に資するものとするうえで有効であることから、都道府県等が中心的な役割を担うことが適当。
- この他にも、社会教育人材のネットワークは全国規模、地域単位、同窓会型、関心分野別等、その機能に応じて複層的につながり、情報交換、交流、研修等を行うことが考えられる。
- 一方で、地域に存在する社会教育士の実態が網羅的には把握されていないという課題があることから、幅広いネットワークの構築に当たって都道府県等を中心とした情報の集約・集積等が必要。また、こうした取り組みをより効率的に行うことに資するものとして登録制度の創設が望まれる。
- 国は、定期的なオンライン会議や研修会等の開催を通じて都道府県・指定都市の社会教育主事との連携を強化することで全国規模のネットワークを構築する。
- また、国が、複層的なネットワークを醸成・支援する一環として、例えば、各地域で形成されつつある社会教育人材のネットワークがゆるやかにつながることを促すことも有効。

(6)若年層を中心に社会教育への関心や参画を広げる工夫

- 若年層の社会教育への関心や参画を広げるためには、社会教育という言葉や社会教育人材と出会うきっかけづくりや、社会教育施設の柔軟な利用等を可能にし、若者が自ら主体的に地域での活動に挑戦できるような環境づくりが必要。

- 学校で地域と連携しながら探究学習の柔軟なカリキュラムをデザインしたり、横断的で主体的な学びを提供したりする事例をはじめ、社会教育が学校の探究学習に関して連携・協働している好事例を国において収集し、学校関係者と社会教育関係者の双方に周知。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進に当たって各地の大学生等の若者世代の参画を促すとともに、子供・若者の居場所づくり等の取組において、公民館や図書館等のそれぞれの社会教育施設の強みや良さを生かして政策的な連携を進める。
- 特に、コミュニティ・スクールについては、地域住民が学校運営の担い手の一員となる仕組みであり、学校や地域の課題解決に参画する若者世代を増やしていくことを通じて、自治機能の強化、自治意識の醸成を図る。
- 社会教育の裾野を広げるための短期の講習（社会教育の導入的講習）等が、各地において、教育委員会や各種団体等が主体となって実施されることを促す。

2. 社会教育活動の推進方策

(1) 地域と学校の連携・協働のさらなる推進方策

- 複雑化・多様化した学校が抱える課題への対応は、学校単独の努力だけでは限界を迎えている。地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校づくり」の持続的な実現のためには、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を図ることが重要である。その際、地域住民と学校関係者との連絡調整や地域学校協働活動のコーディネートを担当する地域学校協働活動推進員等の社会教育人材が持続可能な取組に重要な役割を果たす。
- 学校運営協議会委員や地域学校協働活動推進員等の高齢化や固定化なども指摘される中、大学生等の若者世代を中心に社会教育への関心や参画を広げる工夫が必要。
- 地域学校協働活動推進員は、継続的に多様な地域学校協働活動をコーディネートすることや、地域と学校の実情を踏まえた連携・協働関係を構築することが求められることから、研修の実施など、教育委員会による伴走支援を促進する必要がある。また、地域学校協働活動推進員の充実した活動が展開されるよう、各自治体で適切な財政措置が行われ、国から自治体に対する財政支援を充実させることが必要である。
- 学校教育の時間外に対するニーズの変化、家庭の教育機能の低下、いわゆる「体験格差」の課題等を踏まえ、安価で良質な放課後等における学習、体験活動を充実させていく必要がある。その際、学校運営協議会制度を活用するなどして、学校の教育課程における活動との連動を図りながら、放課後の学習、体験活動を展

開していくことも効果的であると考えられる。

- 社会教育法上の「地域学校協働活動」の定義について、近年、活動に対するニーズ等が変化し、多様な活動が展開されつつあることを踏まえ、定義規定の整理を検討することも考えられる。
- PTA や子ども会などの団体を「子供を中心に関係者がつながる会」と捉え、例えば、運営方法の透明性確保や地域学校協働活動との連携強化のほか、子ども会については若者のボランティアの協力による保護者の運營業務の負担軽減等を通じ、活動の活性化を図る。
- 家庭教育支援については、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化等を背景とした子育て世帯の孤立、地域関係の希薄化などの現状に鑑み、不安や悩みのある家庭への支援にとどまらず、社会教育の枠組みを通じて、学校教育はもとより、福祉・地域づくり等の幅広い他分野との連携が必要。

(2) 公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策

- 例えば、公民館主事や司書の社会教育士の称号取得を促進するなど、各社会教育施設への社会教育人材の配置を促進（指定管理者が雇用する職員も含む）。
- 公民館、図書館や博物館等、それぞれの社会教育施設の強みを生かしながら相互に機能を重複させていくことや、子供・若者の居場所としての機能を強化。
- 社会教育施設と他の公共施設との複合化や、官民共創の施設運営は、多様な人が集うこと等を期待する上で有効な手法の一つと考えられる。
- 従来の講座のように「集めて学ばせる」という発想だけでなく、例えば広く民間商業施設等も視野に入れながら「集まっているところに学びを醸成する」という考え方も取り入れ、空間的にも活動の幅を広げるといった発想も重要。
- 公民館における営利事業を一律に禁ずるのではなく、地域の実情等に応じて適切に判断できるようにするために必要な制度の見直し（例えば、公民館運営審議会や社会教育委員の会議の意見を聞きながら、営利企業との連携の在り方等に関する基準を策定し、当該基準に沿って各公民館で適切に運営することとする等）を行うとともに、公民館における多様な主体の活動を促進。
- 整備が進んでいない公民館のデジタル環境を整備し、若者がより活用しやすい雰囲気づくり推進。さらに幅広い年齢層の利用から多世代交流の場へ。

(3) 青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策

- 子供の体験活動機会の減少や、そのための機会と場を提供する中心的な役割を果たす青少年教育施設の減少など、青少年教育を取り巻く様々な環境が縮小傾向にある中で、あらためて青少年の生きる力の育成や社会的自立の促進における体

験活動の重要性を再確認すべき。

- 青少年を対象にした社会教育事業を企画し運営する際には、青少年の視点や意見を尊重するとともに、意見表明と多様な社会的活動への参画機会を確保することが必要（cf.こども基本法の規定）。
- 青少年教育に活用できる様々な施設や資源は各地域に存在しており、各施設同士の連携・協働に加えて、社会教育人材がそれらを連携させる役割を担うことで、有効活用につながる。
- 今後の青少年教育施設は、従来の運営にとらわれない柔軟で創意工夫に富んだ運営を進められるよう、例えばNPO、企業、大学、地域団体等との協働・連携を積極的に進め、多様なプログラム開発や人材交流を促進したり、民間事業者のノウハウを生かした運営委託や共同事業したりすること等が考えられる。
- 体験活動の担う重要な役割に鑑み、青少年教育が未来に向けてどのようにあるべきかについて、さらに議論を深める必要がある。

(4) 地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策

(ア) 首長部局(防災、まちづくり、環境等)

- 住民自治の基盤となる「信頼の関係性」や「人々の共有意識」を醸成するという社会教育の強みが発揮されることにより、地域コミュニティに関する施策の実効性を高めることにつながる。
- 各省庁が推進する地域コミュニティ施策においても、活動を自主的に継続できるようにするためには、その対象となる人々の行動変容を促し、単に「サービスの受け手」としてだけでなく、「持続的な活動の担い手」として活躍できるようにしていくことが重要。そうした活動にしていこうこそ社会教育の強みが活かされる。こうした社会教育に関する認識や取組を広げる上でも、多様な分野で活躍する者に社会教育主事講習の受講や社会教育人材ネットワークへの参加を促すことが有効。
- 地方公共団体レベルでの連携だけでなく、国においても関係省庁間でコミュニティ施策に関する連携を図り、社会教育の有用性を共有するとともに、様々な施策の予算の活用にあたって政策分野横断的な視点も活かすことが重要。

(イ) NPO等(民間公益活動を行っている関係団体)

- NPO等の関係団体も地域づくり活動の分野などで広がりを見せている社会教育の担い手であり、その専門性の高さや行政サービスが届かない分野における丁寧な取組を尊重しながら、これまで以上に連携を強化し、行政との相互補完の関係を築く必要がある。

- 行政との連携場面において、「NPOは無報酬のボランティア団体である」との誤解が依然として残っているが、その専門性を適切に評価し、活動を持続するためにも適正な対価を得ることは必要であるという認識が広まっていくことが重要。
- NPOが継続的に人材を確保・育成していくためにも、行政から業務を受託する際にNPOの人件費が適切に積算されるようにするなど、その活動が持続可能なものとなるようにするべき。

(ウ)民間企業等

- 民間企業が地域貢献活動に参画することは、企業にとってのメリットがあるのみならず、特に地域密着型の企業においては、個々の従業員が地域住民とかかわりの中で、個人の成長につながることを期待される。このため、民間企業での社会教育士の称号取得を産業界として推奨することも望まれる。
- 地域貢献活動は、支援する側とされる側という考え方に陥りがちだが、主客の関係性をこえて当事者意識を基盤とした協働的な関係を構築するためにも、支援を行う前に、地域住民目線に立って課題を理解する姿勢が求められる。
- 企業との連携は有意義であるが、特定の営利企業と公民館が連携して活動を行うことについて、社会教育法の規定を念頭に現場から懸念が示されることもあるため、制度改正を図ること等により、懸念を払しょくすることが必要である。
- 民間企業の社員を地域貢献活動や社会教育の提供主体としていくためには、社員が関わりやすくなるような就労環境や事業主への支援といった仕組みの整備を検討していくことが求められる。

(エ)高等教育機関

- 大学は、社会教育人材の養成を担うとともに、社会教育に関する知見の集約及び体系化、さらに学術的エビデンス等に基づいた社会教育の必要性や有用性についての発信などの役割を果たしていくことが期待される。
- 大学は、研究活動や学生の実習等の一環として様々な地域に関わる主体であるため、広域の人材活用に貢献できる。
- 社会教育主事講習等の実施主体である大学において、外部資金の獲得に結び付きづらいとの考えから、社会教育に関する講座を廃止するなどの状況が見られる。
- しかし、社会教育人材養成の重要性や、社会教育分野における地元自治体や地域の関係機関等との連携は大学の地域貢献としての意義も大きいことに鑑み、必要な社会教育の教育研究体制の維持・充実が望まれるところ。
- その際、現在、教員養成課程の在り方が見直されている中で、身に付けることが求められる「強み」や「専門性」の重要な柱の一つとして、社会教育主事養成課

程を位置づけることも重要。

(5) 共生社会実現のための社会教育

- 共生社会の実現のために各自治体等で行われる社会教育の取組は量・質ともに決して多いとはいえない。その充実に当たっては、孤立予防、地域コミュニティ再生、居場所づくりといった福祉等の他分野と十分に連携していくことが重要。
- 社会教育の「場」を多様な人々に開放し、参加者同士が対話を通じて相互理解を深める機会を増やすことが、共生の精神を涵養する上で最も重要。その際、障害者・外国にルーツのある者・高齢者・若者を包摂していく観点も必要。
- 障害のある者や外国人等を含めた社会教育の推進にあたっては、地域住民の相互の理解が深まるよう、社会教育の中で関連する学びの場を設けていくことが重要。
- 外国人・日本人住民間のコミュニケーションが重要となるため、「やさしい日本語」や翻訳・通訳ありを伴う活動に注目すべき。

3. 国・地方公共団体における社会教育の推進方策等の在り方

(1) 社会教育を総合的に推進するための国の体制の在り方

- 社会教育士の制度化とあわせて、都道府県等を中心とした社会教育人材ネットワークの構築を優良事例の共有等により支援するとともに、その登録事務の在り方について国において検討を進める。
- 従来対象としてこなかった、社会教育活動を推進する優れた企業（例えば、商業施設内において行う特徴的な取組や、基金等を通じた社会教育活動への継続的支援の取組等）を国が表彰し、民間事業者に社会教育への関心や参画を促す。
- 社会教育に関する導入的講習（短期間・オンラインによる履修が可能なプログラム等）を開発・提供するなど、各地方公共団体において社会教育の裾野が拡大するような環境づくりを推進。
- 社会教育の意義について、従来社会教育になじみのなかった層への情報発信とともに、導入的講習の提供や社会教育主事講習の受講促進を図る。
- 社会教育の特性やその有効性について関係省庁と認識の共有を図り、各地方公共団体内における部署間の連携を促すとともに、各省庁による様々な事業の関連性を踏まえ、各地方公共団体の予算事業の有効な活用を促す。

(2) 社会教育を総合的に推進するための地方公共団体の体制の在り方

- 社会教育人材の活躍促進を図るためにも、社会教育人材ネットワークの構築を

各地方公共団体における社会教育行政の一環として位置づけ、都道府県等がその中心的な役割を果たしながら、これを推進する。

- 社会教育人材の中核的な役割を担う「地域全体の学びのオーガナイザー」として社会教育主事の配置・活用を進める。特に都道府県においては、域内に未配置の市町村がある場合には、配置の有用性を示しつつ配置促進を図る。
- 社会教育委員について、委員の一部への公募制の導入や社会教育士の称号取得者の登用などの選任上の工夫のほか、委員による現場視察の実施や議論型会議への転換などの運用上の改善の取組を進める。
- 民間企業やNPOなど、地域づくり活動の分野などにおいてそれぞれの強みを発揮しながら社会教育を担っている団体等とこれまで以上に連携関係を強化する。その際、特にNPOについてはその専門性を適切に評価し、委託費等の予算において人件費が適切に積算されるようにするなど、その活動が持続可能なものとなるよう配慮する。
- 各地方公共団体における社会教育行政の推進においては、社会教育を総合教育会議の議題とするなど、首長部局との連携をより積極的に図る。なお、首長からの社会教育や地域と学校の連携・協働の重要性に関する理解を得ることが重要であるため、首長に対して社会教育等の施策について直接説明・周知する機会の拡充を図る必要がある。

(3) 社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方

- 地域コミュニティの基盤を支えるという今後の社会教育の理念を明確にすることのほか、上記で示された内容のうち、法令で規定することが相応しい内容については、改正を検討するなど、関係制度の整備を図る。
- 1949（昭和24）年の法制定以後、古い書きぶりのままとなっている規定を現代的に改める。

IV. 関連する諸施策（その他の論点）